

## あすま・中央統合保育園の敷地（旧図書館跡地）を民間事業者へ無償貸付する議案に反対する討論 みわ陽子議員

この議案は旧図書館の跡地を、あすま保育園と中央保育園を統合し民設民営の保育園を建設、運営する株式会社アイگرانに11年5か月に渡って無償で貸付するというものです。

土地の広さは約4154㎡あり、もしこれを有償とした場合には年間289万円ほどの地代が入り、合計で3000万円以上になります。

無償貸付の理由は、民間事業者が安定した保育所運営をするためとなっています。しかし、企業の経営は土地を含む建設費も考え、運営費で収益を出すことが基本ではないでしょうか。業者選定の折に、その経営が安定していることが選定理由であったなら、10年間もの無償貸付は必要ないのではないでしょうか。

さらに仮契約書の第5条には、10年後以降協議することが記されて、引き続き無償貸付の可能性も残しています。市財政の効率化が言われているのに、企業への大盤ふるまいはやめるべきです。

無償貸付して、毎年保育等の状況や収支状況の報告を確認できることはよいことですが、認可保育所なら、無償貸付がなくても報告するべきことだと思います。

問題なのは、第8条で、貸借物件の用途変更を認めていることです。

ア。では用途変更は変更後の用途の公共性、公益性その他の性質を勘案し従前の要件よりも有利であるものとありますが、保育園用の土地を保育園より公共性の高いものに貸すことがあるでしょうか。この件では、すでに病児保育所や児童発達支援事業所を敷地内に作る予定で、分筆予算もあがっています。

病児保育は今市内に1か所だけで必要かもしれませんが、児童発達支援事業所は市内の放課後デイサービス事業所に併設されているところが多く、オリーブやわかさ園も含め14か所もあります。これ以上増やして大丈夫なのでしょうか。また200人以上の園児がいるにぎやかな保育園の中にある児童発達支援事業所に発達に不安をもつ子を抱える保護者は行きたいと思うのでしょうか。これらのことがしっかり検討されているのか疑問です。

イ。はさらに問題で、相当額の賠償金を払えば、公共性の低いものにも変更できるという契約になっています。すでに子どもの数が減って保育園を縮小していく見通しなのではないでしょうか。

公共性や公益性の度合いはどのように判断されるのでしょうか。また、事業者側の認識と市の認識が一致しない時はどうするのでしょうか。

これら仮契約書には問題点が多く、10年間もの無償貸付には反対です。